



令和5年11月14日

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊 沢 透 殿

福島地方最低賃金審議会  
福島県計量器・測定器・分析機器・試験機  
・測量機械器具・理化学機械器具、時計・  
同部品、眼鏡製造業最低賃金専門部会  
部会長 橋 本 寿

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量  
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年10月10日福島地方最低賃金審議会において付託された福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

部会長

橋 本 寿

部会長代理

長 谷 川 珠 子

森 谷 吉 博

##### 労働者代表委員

松 本 瑛 貴

小 野 田 昌 志

塩 谷 憲 之

##### 使用者代表委員

金 子 市 夫

鈴 木 静 治

渡 辺 隆

## 別 紙

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・  
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機  
械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定する  
こと。

### 1 適用する地域

福島県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学  
機械器具製造業
- (2) 時計・同部品製造業
- (3) 眼鏡製造業（枠を含む）
- (4) (1) から (3) までの産業において管理、補助的経済活動  
を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社の主要な経済活動が (1)  
から (3) までの産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従  
事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間928円

### 5 この最低賃金において賃金に算入されないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり



福島賃審発第32号  
令和5年11月14日

福島労働局長  
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊沢 透

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機  
械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造  
業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年10月10日付け福島労発基1010第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別 紙

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・  
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機  
械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定する  
こと。

### 1 適用する地域

福島県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学  
機械器具製造業
- (2) 時計・同部品製造業
- (3) 眼鏡製造業（枠を含む）
- (4) (1) から (3) までの産業において管理、補助的経済活動  
を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社の主要な経済活動が (1)  
から (3) までの産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従  
事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間928円

### 5 この最低賃金において賃金に算入されないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり